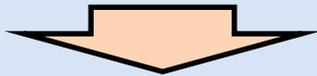


環境基本法の改正を踏まえた  
放射性物質の適用除外規定に係る  
環境法令の整備について  
—意見具申案の概要—

# 背景

○ 従来、環境基本法は、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、原子力基本法やその関係法律の枠組みの中で適切に処理されることを前提として、これらの法律に対応を委ねていた。



○ 東京電力福島第1原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出。原子力関係法律では対応していなかった一般環境中の土壌等の除染や放射性物質によって汚染された廃棄物の処理が環境政策上の課題となった。

○ このため、平成23年8月に、議員立法により、放射性物質汚染対処特措法が成立。今般の放射性物質による環境汚染について国等が着実に対応していくことが制度化された。



左記を踏まえ、放射性物質についても、環境法制の対象であることを法的に明確化する必要

○ 平成24年6月27日に成立した原子力規制委員会設置法の附則において、環境法制における基本法である、環境基本法について、以下の改正を行った。

## 環境基本法

放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定(適用除外規定)を削除



○ 以上の改正により環境基本法の下で個別環境法においても放射性物質による環境の汚染の対処に係る措置を講ずることができることが明確となった。

○ また、平成23年8月に成立した放射性物質汚染対処特措法の附則においては、法施行後3年を経過した場合の見直し及び放射性物質に関する法制度の在り方についての抜本的な見直しについて規定されているところ。

# 適用除外規定を有する個別環境法

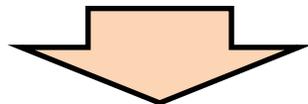
現在、以下の個別環境法において、放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定(適用除外規定)が置かれている。

- ◆大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)(昭和45年法律第136号)
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)
- ◆水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ◆農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(農用地土壌汚染防止法)(昭和45年法律第139号)
- ◆化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法)(昭和48法律第117号)
- ◆資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(平成3年法律第48号)
- ◆特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)(平成4年法律第108号)
- ◆南極地域の環境の保護に関する法律(南極保護法)(平成9年法律第61号)
- ◆環境影響評価法(平成9年法律第81号)
- ◆特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)(平成11年法律第86号)
- ◆土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)

※ そのほか、廃棄物処理法に規定する廃棄物の定義を用いる法律として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)(平成7年法律第112号)、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)がある。

# 個別環境法における整理の方向性

改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、個別環境法を整理。



- 原則、適用除外規定の削除を行うことを基本に個別環境法を整理。
- 個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに関係する現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。

## 整理の方向性

(1) 適用除外規定の削除を検討することとするもの

(例) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法  
海洋汚染防止法  
環境影響評価法

(2) 現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適当ではなく、現行法の施行状況を見ながら別途検討するもの

(例) 廃棄物処理法及び廃棄物関連諸法  
土壌汚染対策法  
化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法

# 適用除外規定の削除を検討することとするものの例

適用除外規定を有する個別環境法のうち、例えば、以下に掲げる法律などは改正環境基本法の趣旨等を踏まえて適用除外規定の削除を検討することが必要ではないか。

## 大気汚染防止法・水質汚濁防止法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、適用除外規定の削除を検討する。なお、放射性物質が環境に放出される事態に備え、関係法令との関係を整理しつつ、モニタリングの在り方を検討していくことが必要ではないか。

## 海洋汚染防止法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)の国内担保措置の観点から踏まえつつ、環境保全に係る適用除外規定の削除を検討するとともに、原子炉等規制法及び放射線障害防止法との関係を整理しつつ、所要の規定整備を検討する。

## 環境影響評価法

昨年(2011年)の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。

# 現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適当ではなく、 現行法の施行状況を見ながら別途検討するものの例

適用除外規定を有する個別環境法のうち、例えば、以下に掲げる法律などは、現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適当ではなく、現行法の施行状況を見ながら別途検討することが必要ではないか。

## 廃棄物処理法・土壤汚染対策法

○ 放射性物質汚染対処特措法の施行により、昨年（2011年）の東京電力福島第一原子力発電所事故起因の汚染廃棄物の処理、除染等の措置が国により行われているところ、例えば、以下に掲げる法律は、当該汚染廃棄物等の処理責任の整合性や他の法律との関係等の観点から精査し、検討することが必要ではないか。

- ・廃棄物処理法及び廃棄物関連諸法（容器包装リサイクル法等）
- ・土壤汚染対策法

○ 放射性物質汚染対処特措法の附則において、施行後3年後の施行状況についての検討及び関係法律の見直しを含めた検討を規定していることも踏まえ、廃棄物処理法に関係する法律や土壤汚染対策法等については特措法見直し時に併せて検討していくことが必要ではないか。

## 化学物質審査規制法・化学物質排出把握管理促進法

人の健康を損なうおそれなどのある化学物質の環境中への排出を、その製造等の過程において未然に防止する措置に係るものであるが、両法に基づく措置の趣旨や、すでに原子炉等規制法等において放射性物質に係る取扱い基準や設備基準等による規制がなされていることを踏まえ、今般の見直しにおいて適用除外規定を削除することはせず、他法令との関係の整理等を踏まえ、判断を行うことが適当ではないか。

## 進め方、今後の検討課題等

- 以上の整理の方向性及び改正環境基本法と個別環境法において整合性を図ることの重要性を踏まえれば、適用除外規定の削除を検討することとするものについては、検討を踏まえ、可能な限り早期に法制的手当がなされることが望ましい。
- 他方、今後見直しを進めるに当たっては、例えば、以下のような検討課題が考えられるのではないか。

- ・ 見直しを進めるに当たっては、放射性物質の対処については、現在、国を中心に放射性物質汚染対処特措法に基づいて東京電力福島第一原発事故起因の汚染廃棄物の処理、除染等の措置を実施しているところであり、放射性物質の排出者責任や一般環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物等の処理責任の在り方などを踏まえて進めることが必要ではないか。
- ・ 放射性物質汚染対処特措法の施行によって得られた知見等も踏まえつつ、一般環境中の放射性物質の基準又は目安などの設定の考え方などについても、個別の検討を進めるべきではないか。

# 参考

◎ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）（平成23年法律第110号）抄

## 附 則

### （検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。